

高知県地震火災対策推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県地震火災対策推進事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的及び補助対象事業)

第2条 県は、地域の地震火災対策を総合的に推進し、地震火災による人的被害の軽減を図ることを目的に、市町村(以下「補助事業者」という。)が高知県地震火災対策指針(平成27年6月策定)における地震火災対策を重点的に推進する地区(以下「重点推進地区」という。)で行う事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 前条に規定する補助対象事業(以下「補助事業」という。)、補助対象経費及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書の様式は別記第1号様式のとおりとする。

2 別表第1に定める出火防止対策2を除く補助事業の実施を希望する市町村は、事前に当該重点推進地区における高知県地震火災対策指針に定められた地震火災対策計画を知事に提出しなければならない。

(補助の条件)

第5条 補助金の交付目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続きの取り扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得した財産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け又は担保に供する場合は、

事前に知事の承認を受けなければならないこと。

(5) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部または一部を県に納付しなければならないこと。

(6) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る県の取り扱いに準じて行わなければならないこと。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、第4条第1項に規定する補助金の交付の申請が適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、補助事業者に通知するものとする。この場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

(補助の変更)

第7条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に別記第2号様式による補助金変更（中止・廃止）承認申請書を速やかに知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金の交付の決定額に対して増額及び30パーセントを超える補助金の減額変更を行う場合

(2) 補助事業を中止又は廃止しようとする場合

(3) 前各号に掲げるもののほか、前各号に類すると考えられる場合

2 知事は、前項の規定による承認申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付の変更決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、必要な指示を受けなければならない。

(実績報告書)

第8条 規則第11条第1項に規定する補助事業等実績報告書の様式は、別記第3号様式のとおりとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過する日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 知事は、規則第12条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を交付する。

(検査等)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し補助事業の進捗状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(グリーン購入)

第 11 条 補助事業者は、補助事業の実施にあたり物品等を調達する場合は、県の定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第 12 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年8月17日から施行する。
- 2 この要綱は、平成28年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成31年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第2号から第5号まで、第10条及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

事業名	補助対象経費	補助率
出火防止対策1	・簡易型感震ブレーカーの購入に係る経費（※）	2分の1以内
出火防止対策2	・地震火災対策計画策定に係る経費（委託料に限る）	2分の1以内

※ 補助対象は、一般財団法人日本消防設備安全センターが認定する推奨品に限る。

別表第2（第5条関係）

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。